

株 主 各 位

大阪市西区阿波座一丁目3番15号
神島化学工業株式会社
代表取締役社長 池田和夫

第104回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、本株主総会につきましては、議決権行使書のご返送により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めてご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年7月16日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月17日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区久太郎町三丁目5番19号 大阪D I Cビル3階
TKP大阪本町カンファレンスセンター
3. 目的事項
- 報 告 事 項 第104期（2019年5月1日から2020年4月30日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件

以 上

株主総会へのご出席につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場において、感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

本年は、株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.konoshima.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(自 2019年5月1日)
(至 2020年4月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな景気回復基調にありましたが、米中貿易摩擦、英国のEU離脱といった世界経済の不確実性に加え、新型コロナウイルス感染症や消費税の増税の影響により先行き不透明な状況になりました。

当社建材事業の主要マーケットである住宅市場は低調に推移しました。新設住宅着工戸数は、分譲戸建のみ増加したものの、持家・貸家・マンションが減少し、全体ではマイナスとなりました。

当事業年度の業績につきましては、売上高は21,198百万円と対前期比1,002百万円(4.5%)の減収となりました。営業利益は927百万円と対前期比20百万円(2.2%)の減益、経常利益は874百万円と同43百万円(4.8%)の減益、当期純利益は600百万円と同60百万円(9.1%)の減益となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

建材事業におきましては、新柄「アルテザート」や新工法「アトラフィット」を投入するなど高級軒天ボードは好調であったものの、採算性重視の施策により一部製品の販売が減少したことなどから、売上高は13,680百万円と対前期比1,375百万円(9.1%)の減収となりました。セグメント利益(営業利益)は高付加価値商品の拡販や収益改善に努めましたが、減収に伴う減益や修繕費の増加などにより369百万円と同158百万円(30.0%)の減益となりました。

他方、化成品事業におきましては、セラミックス部門の蓄冷材製品の拡販などから、売上高は7,517百万円と対前期比372百万円(5.2%)の増収となりました。セグメント利益(営業利益)は修繕費や減価償却費の固定費負担の増加などがあったものの、増収に伴う増益や原材料価格の低下などにより1,056百万円と同113百万円(12.1%)の増益となりました。

(次期の見通し)

新型コロナウイルス感染拡大により、国内、海外ともにその影響は甚大で終息時期の見通しもたっており、企業倒産や失業者が増加する懸念もあり、正常化するには相当程度の時間を要するものと考えられます。

当社建材事業の主要マーケットである住宅市場においては、新型コロナウイルス感染拡大影響及び少子高齢化による人口減少により、新設住宅着工戸数の減少が続くと思われまます。

このような経済・経営環境の中、当社は、建材事業の住宅分野は軒天ボード等の高級化路線の推進や、採算性の向上に努め、非住宅分野では、好調な都市型ビル需要の取り込みに注力いたします。また化成成品事業につきましては、海外事業の営業展開や機能性新製品の新規市場への投入などの積極化を推進します。更にコスト面では、製造部門での原価低減・生産性の向上により合理化を進めます。

次期の業績につきましては、新型コロナウイルス影響により、業績予想の合理的な算定が困難であることから、現時点では未定としております。今後の事業への影響を慎重に見極め、合理的な算定が可能となった時点において速やかに開示することを予定しています。

(2) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資は933百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、主力製品である住宅建材業界が、中長期的には少子高齢化と人口減少による戸建住宅の縮小という傾向にあり、先行きとしては大幅な市場の拡大は見込めないものと予想されます。かかる状況下において、当社としましては、建材事業においては、戸建住宅関連の新製品の投入、非住宅分野への注力、加えて当社の強みのひとつである耐火パネル販売の拡大等の施策により、業界内におけるシェアアップを図ってまいります。化成成品事業においては、引き続き国内営業基盤の拡充に取り組み、積極的に海外市場を展開し、同事業を当社の成長エンジンとして更なる拡大を企図しております。以上の諸施策により、当社は国内住宅市場に左右されない複合的な製品ポートフォリオによる収益の安定化及び極大化に努めてまいり所存であります。そのために、以下の3点を特に重要な課題として取り組んでおります。

①新規の顧客獲得による営業基盤の拡大

安定した品質の製品を供給し、国内及び海外の新規顧客開拓や、既存のお客様との更なる太いパイプ作りにより、売上高の拡大を図ってまいります。

②コストの削減

工場における生産性の向上はもちろんのこと、配送ルート全般を見直した物流費の見直し等、あらゆる分野のコストの削減に取り組んでまいります。

③人材開発・育成の強化

企業が継続的に価値を高めていくには、人材開発・育成が不可欠との認識の下、優秀な人材を確保し、教育の充実等により組織の活性化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第101期	第102期	第103期	第104期
	2016年度	2017年度	2018年度	(当事業年度) 2019年度
売 上 高	百万円 22,629	百万円 21,604	百万円 22,201	百万円 21,198
経 常 利 益	百万円 1,348	百万円 700	百万円 918	百万円 874
当 期 純 利 益	百万円 1,051	百万円 468	百万円 661	百万円 600
1株当たり当期純利益	114円84銭	51円18銭	72円25銭	65円64銭
総 資 産	百万円 19,217	百万円 19,393	百万円 19,611	百万円 19,082
純 資 産	百万円 6,446	百万円 6,757	百万円 7,159	百万円 7,552

- (注)・第101期は、売上高増加や製造コスト削減等により、増収増益となりました。
・第102期は、売上高減少や製造コスト増加等により、減収減益となりました。
・第103期は、売上高増加や製造コスト削減等により、増収増益となりました。
・第104期(当事業年度)は、前記「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
・1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な子会社の状況

該当事項はありません。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は次の製品の製造、販売を行っております。

事業	主要製品
建 材	住宅及び非住宅・ビル用不燃建材 住宅及び非住宅用窯業サイディング、軒天、破風板、 耐火パネル等
化 成 品	酸化マグネシウム、難燃水酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム、セラミックス製品等

(8) 主要な営業所及び工場

本 社 (大阪市西区)	詫 間 工 場 (香川県三豊市)
石 岡 工 場 (茨城県石岡市)	東 京 営 業 所 (東京都千代田区)
東 北 営 業 所 (宮城県仙台市)	東 海 営 業 所 (愛知県名古屋市)
中 国 営 業 所 (広島県広島市)	四 国 営 業 所 (香川県三豊市)
九 州 営 業 所 (福岡県福岡市)	

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
617 ^名	1 ^名 増	39.3 ^才	13.0 ^年

(注) 使用人兼務役員、臨時雇用者、非常勤嘱託者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,202 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,044
株式会社池田泉州銀行	472
農林中央金庫	440
株式会社三井住友銀行	392
株式会社商工組合中央金庫	356
株式会社百十四銀行	198

(11) その他の会社の現況に関する事項

- ・建設アスベスト損害賠償請求訴訟

当社を含めた建材メーカー40数社と国を被告とする建設アスベスト損害賠償請求訴訟が提訴されております。

今後とも、裁判の推移に対応し、当社としての主張を行う等適切に対処していく所存であります。

なお、現段階では、本件に関する見通しは不明であり、当社の事業等に与える影響も不明であります。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式の総数 | 36,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 9,240,000株 (自己株式75,539株を含む) |
| (3) 株主数 | 4,741名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
神島化学従業員持株会	1,065 千株	11.63 %
DOWAホールディングス株式会社	843	9.20
株式会社みずほ銀行	444	4.84
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	383	4.18
日鉄鉱業株式会社	275	3.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	248	2.71
富田眞平	206	2.25
四国倉庫株式会社	161	1.76
東洋電化工業株式会社	150	1.64
大橋正明	112	1.22

(注) 持株比率は自己株式(75,539株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

名称	区分及び保有者数	新株予約権1個当たりの払込金額	権利行使時1株当たりの行使価額	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	権利行使期間
第1回 新株予約権 (2017年7月21日発行決議)	取締役 4名 (社外取締役を除く)	176,000円	1円	66個	普通株式 6,600株	自2017年8月8日 至2047年8月7日
第2回 新株予約権 (2018年7月20日発行決議)	取締役 4名 (社外取締役を除く)	69,000円	1円	187個	普通株式 18,700株	自2018年8月8日 至2048年8月7日
第3回 新株予約権 (2019年7月19日発行決議)	取締役 4名 (社外取締役を除く)	71,500円	1円	151個	普通株式 15,100株	自2019年8月8日 至2049年8月7日

- (注) 1. 上記の新株予約権の発行に際して、払込金額に基づく債務は、当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。
2. 新株予約権1個につき付与される普通株式の数は100株であります。
3. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。
- ①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を行使することができます。
 - ②その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
池田 和夫	代表取締役社長	
布川 明	常務取締役(生産・技術本部長)	
小田島 晴夫	取締役(総務部長)	
北野 幸治	取締役(建材営業部長)	
今岡 重貴	取締役	
安東 哲郎	取締役	
大西 順司	常勤監査役	
松下 克治	監査役	DOWAホールディングス株式会社取締役
伊豫田 敏也	監査役	日本水産株式会社監査役

- (注) 1. 取締役今岡重貴氏及び安東哲郎氏は、社外取締役であります。
2. 取締役今岡重貴氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役松下克治氏及び伊豫田敏也氏は、社外監査役であります。
4. 監査役伊豫田敏也氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役今岡重貴氏及び安東哲郎氏は、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 取締役(技術統括部管掌兼設備・資材部管掌兼化成品営業部管掌)松本靖弘氏は、2019年10月5日に逝去により退任いたしました。
7. 取締役(建材営業部長)小林哲也氏は、2020年3月31日をもって辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	121百万円 (9百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14百万円 (8百万円)
合 計	11名	136百万円

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度に計上したストック・オプションによる報酬額(取締役15百万円)を含んでおります。
2. 上記支給額のほか、使用人兼務役員の使用人給与相当額(賞与を含む)として36百万円を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況

監査役松下克治氏は、DOWAホールディングス株式会社の取締役であります。同社は当社第2位の株主であります。当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

監査役伊豫田敏也氏は、日本水産株式会社の監査役であります。当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

取締役今岡重貴氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち全てに出席し、必要に応じて社外取締役の立場から適切な発言を行っております。

取締役安東哲郎氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、必要に応じて社外取締役の立場から適切な発言を行っております。

監査役松下克治氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち9回と監査役会12回のうち9回に出席し、必要に応じて社外監査役の立場から適切な発言を行っております。

監査役伊豫田敏也氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち全てと監査役会12回のうち全てに出席し、必要に応じて社外監査役の立場から適切な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 25百万円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 25百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力とは、いっさい関係を持たないこと、ならびに反社会的勢力に対しては、経済的な利益を供与しないことを基本方針とする。内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書保存内規に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書保存内規により保存されているこれら文書等を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則の制定・配布、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な施策の策定、および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。また、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- ⑤ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え管理する。
- ⑥ 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

監査役の職務を執行するうえで必要な費用は会社が負担するものとする。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役または使用人は、当社の事業に関して財務報告は重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは当社の社会的な信用維持、向上に資することを認識して財務報告に係る内部統制の整備に取り組む。財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、評価対象業務から独立し、かつ内部統制の整備および評価に精通した監査室によって評価する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、定期的な見直しによって改善を図り、より効果的な体制構築を検討し内部統制システムの実効性を向上させるよう努めております。

また、監査室は独立した観点から内部統制監査を実施しており、法令・定款および社会規範の遵守に反する事項がないか監査しております。常勤監査役は、経営に影響する重大な事象について、取締役及び従業員より報告を受け、監査役監査の他、代表者及び管理職者との面談、重要な会議への出席などを通して得た情報を社外監査役とも共有のうえ、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反がないか監査しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又

はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

1. 企業価値向上への取組み

当社では、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるため以下のとおり取組んでおります。この取組みは、上記 I の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、1917年（大正6年）の創業以来100年余、無機化学の可能性を追求し、「顧客満足を第一に考え、より広くより深く社会に貢献する」を経営の基本方針として歩んでまいりました。

当社は、顧客の満足を得られる高品質・高機能で価格競争力のある製品を迅速且つタイムリーに提供することで社会の発展に寄与し、又地域社会との連携・地球環境問題への取り組み等を通じて、企業としての社会的責任を果たしていくことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を一層高めてまいりたいと考えております。

これからも顧客に満足していただける高品質製品の提供、管理の徹底、効率的な生産システムの構築によるコスト削減に注力し、競争力強化を図る一方、透明性、信頼性の高いコンプライアンス遵守の企業経営を実践するとともに、提供する製品も常に環境と安全性を考慮し、株主、顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーから支持され、資本市場から正当な評価が得られるよう努力を続けてまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は、上記取組みの実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスの強化は、経営の透明性、健全性、遵法性の確保、各ステークホルダーへのアカウンタビリティの重視・徹底、迅速かつ適切な情報開示、経営者並びに各層の経営管理者の責任の明確化の観点から極めて重要な経営の骨格的な方針であると考えております。

現在当社の取締役6名のうち2名は社外取締役であり、また、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。監査役は監査役会が定めた監査方針、監査計画に基づき取締役会等に出席及び重要な決裁書類の閲覧の他、会計監査人及び内部監査部門と連携することにより取締役の職務の遂行の監査を行っております。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に努め、当社株式の大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報提供を求め、取締役会の意見等を開示し、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、各期の利益水準、将来の設備投資等に向けた内部留保の確保、配当性向を総合的に勘案し、株主の皆様へ利益還元する方針としております。この方針のもと、当事業年度の年間配当金は、1株当たり20円とさせていただきます。

また、内部留保資金につきましては、企業価値の向上、将来にわたる安定した株主利益の確保のために有効活用していきたいと考えております。

なお、自己株式の取得につきましても、当社の成長・発展のためのより良い資本政策を検討し、適時に判断をしております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2020年4月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	19,082	負 債 の 部	11,530
流 動 資 産	9,518	流 動 負 債	8,089
現金及び預金	1,440	支払手形	143
受取手形	460	電子記録債務	1,092
電子記録債権	780	買掛金	1,283
売掛金	2,902	短期借入金	3,000
商品及び製品	2,052	1年内返済予定の長期借入金	707
仕掛品	704	リース債務	55
原材料及び貯蔵品	879	未払金	644
前払費用	154	未払費用	216
未収入金	130	未払法人税等	190
その他	12	未払消費税等	128
貸倒引当金	△1	前受金	20
		預り金	78
		賞与引当金	286
固 定 資 産	9,564	製品保証引当金	105
有 形 固 定 資 産	8,205	設備関係支払手形	11
建築物	3,110	設備関係電子記録債務	125
構築物	191	固 定 負 債	3,441
機械及び装置	3,078	長期借入金	1,399
車両運搬具	13	リース債務	95
工具、器具及び備品	155	長期未払金	127
土地	1,381	退職給付引当金	1,819
リース資産	196	純 資 産 の 部	7,552
建設仮勘定	77	株 主 資 本	7,516
無 形 固 定 資 産	33	資本金	1,320
ソフトウェア	30	資本剰余金	1,085
電話加入権	3	資本準備金	1,078
投資その他の資産	1,325	その他資本剰余金	7
投資有価証券	259	利益剰余金	5,138
出資	1	利益準備金	133
破産更生債権等	0	その他利益剰余金	5,004
長期前払費用	279	別途積立金	1,300
繰延税金資産	729	繰越利益剰余金	3,704
その他	55	自己株式	△27
貸倒引当金	△0	評価・換算差額等	2
		その他有価証券評価差額金	2
		新株予約権	32
資 産 合 計	19,082	負 債 純 資 産 合 計	19,082

損 益 計 算 書

(自 2019年 5月 1日)
(至 2020年 4月 30日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		21,198
売上原価		15,581
総利益		5,617
販売費及び一般管理費		4,689
営業利益		927
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	11	
破損損害	11	
雑収入	23	46
営業外費用		
支払利息	54	
売上割引	26	
雑支出	18	100
経常利益		874
特別利益		
助成金収入	108	
特別投資有価証券売却益	72	181
特別損失		
事業整理損	160	
固定資産除却損	52	212
税引前当期純利益		843
法人税、住民税及び事業税	248	
法人税等調整額	△6	242
当期純利益		600

株主資本等変動計算書

(自 2019年5月1日)
(至 2020年4月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本金計	利益準備金	繰越利益剰余金	特別積立金	利益剰余金計		
当期首残高	1,320	1,078	1	1,079	133	1,300	3,286	4,720	△30	7,089
当期変動額										
剰余金の配当							△183	△183		△183
当期純利益							600	600		600
自己株式の取得									△0	△0
新株予約権の行使			5	5					4	9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	5	5	—	—	417	417	3	427
当期末残高	1,320	1,078	7	1,085	133	1,300	3,704	5,138	△27	7,516

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	43	43	27	7,159
当期変動額				
剰余金の配当				△183
当期純利益				600
自己株式の取得				△0
新株予約権の行使				9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△40	△40	5	△34
当期変動額合計	△40	△40	5	392
当期末残高	2	2	32	7,552

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 時価のあるもの… 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

 時価のないもの… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法……………移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

 ①2007年3月31日以前に取得したもの

 旧定額法

 ②2007年4月1日以後に取得したもの

 定額法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

 定額法

 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

 製品の保証に対する費用の支出に充てるため、過去の実績率に基づく発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に一括処理しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たす通貨スワップ取引及び為替予約取引については振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

①ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の支払利息

②ヘッジ手段…通貨スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建借入金

③ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務等

(3) ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価

当社のリスク管理規程に基づき、金利スワップ取引は、金利変動リスクをヘッジするために、通貨スワップ取引及び為替予約取引は、為替相場の変動リスクをヘッジするために、ヘッジ取引を実施しております。

なお、ヘッジ対象との相関性をみて有効性を評価しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たす通貨スワップ取引及び為替予約取引については振当処理を採用しているため、有効性評価を省略しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 国庫補助金等により取得した有形固定資産の圧縮記帳累計額

有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	圧縮記帳累計額
建物	28百万円
構築物	0百万円
機械及び装置	426百万円
工具、器具及び備品	156百万円
計	611百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 25,225百万円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	2,936百万円
構築物	177百万円
機械及び装置	1,355百万円
工具、器具及び備品	14百万円
土地	1,323百万円
計	5,807百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,907百万円
1年内返済予定の長期借入金	504百万円
長期借入金	1,163百万円
計	3,575百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。

売上原価	71百万円
------	-------

2. 一般管理費及び当期総製造費用に含まれる研究開発費 721百万円

3. 助成金収入の内容は次のとおりであります。

香川県企業誘致助成制度によるテクニカルセンター設立に対する助成金であります。

4. 事業整理損の内容は次のとおりであります。

建材事業における内装化粧ボードSCELTE(シェルテ)について、近年の受注状況や製造設備の状況等を鑑み、製造を終了させていただくこととなりました。それにより、転用不能な原材料在庫及び生産設備などの資産を対象とした事業整理損であります。事業整理損160百万円の内訳は、固定資産除却損109百万円、棚卸資産除却損50百万円であります。

5. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

建物	39百万円
構築物	7百万円
機械及び装置	5百万円
車両運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の総数に関する事項

普通株式

9,240,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	86,361	378	11,200	75,539

(変動事由の概要)

増加及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 378株

ストック・オプションの行使による減少 11,200株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年7月19日 定時株主総会	普通株式	91	10	2019年4月30日	2019年7月22日
2019年12月11日 取締役会	普通株式	91	10	2019年10月31日	2020年1月14日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年7月17日 定時株主総会	普通 株式	91	利益 剰余金	10	2020年4月30日	2020年7月20日

4. 当事業年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の総数

第1回新株予約権 普通株式 6,600株

第2回新株予約権 普通株式 18,700株

第3回新株予約権 普通株式 15,100株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	556百万円
賞与引当金	87百万円
製品保証引当金	32百万円
投資有価証券評価損	3百万円
たな卸資産評価損	148百万円
その他	80百万円
繰延税金資産 小計	<u>908百万円</u>
評価性引当額	<u>△178百万円</u>
繰延税金資産 合計	<u>729百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>729百万円</u>

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に各部門各営業所へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。また、外貨建営業債権は、為替変動リスクに晒されておりますが、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引(為替予約取引)をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係わる資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係わる資金調達であります。借入金のうち、一部については、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するためにデリバティブ取引(金利スワップ取引及び通貨スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については「常務会付議」に基づきリスク管理規程に従って総務部で行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「ヘッジ会計の方法」を参照ください。

また、営業債務、借入金、リース債務は、流動リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係わる市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年4月30日(当事業年度末日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	1,440	1,440	—
(2) 受取手形	460	460	—
(3) 電子記録債権	780	780	—
(4) 売掛金	2,902	2,902	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	255	255	—
資産計	5,840	5,840	—
負債			
(1) 支払手形	143	143	—
(2) 電子記録債務	1,092	1,092	—
(3) 買掛金	1,283	1,283	—
(4) 短期借入金	3,000	3,000	—
(5) リース債務	150	150	—
(6) 未払金	644	644	—
(7) 設備関係支払手形	11	11	—
(8) 設備関係電子記録債務	125	125	—
(9) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	2,106	2,102	△4
負債計	8,557	8,552	△4
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、並びに(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 短期借入金、(6) 未払金、(7) 設備関係支払手形、並びに(8) 設備関係電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

リース債務の時価については、支払利子込み法により算定していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」注記参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているものは金利スワップの特例処理により、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(9)参照)。

(注) 2. 非上場株式(貸借対照表計上額3百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 長期未払金(貸借対照表計上額127百万円)は、各役員の退職時期が特定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 820円51銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 65円64銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月16日

神島化学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西田 順一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 余野 憲司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神島化学工業株式会社の2019年5月1日から2020年4月30日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年5月1日から2020年4月30日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員位地の維持を目的とするものでないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あざき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月17日

神島化学工業株式会社 監査役会
常勤監査役 大西 順 司 ㊞
社外監査役 松 下 克 治 ㊞
社外監査役 伊 豫 田 敏 也 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

・期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額91,644,610円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年7月20日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名全員は任期満了となります。つきましては、経営体制およびコーポレートガバナンスの更なる強化、充実を図るため2名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いけだ かずお 池田 和夫 (1953年8月18日生)	1976年4月 株式会社日本興業銀行入行 2000年4月 同行 e-ビジネス推進企画部長 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 福岡営業部部長 2004年5月 当社入社 顧問 2004年7月 当社取締役経理部長 2007年7月 当社常務取締役経理部長 2010年7月 当社代表取締役社長 現在に至る	11,664株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>池田和夫氏は、2004年7月に当社取締役に就任し、経理、財務に関する業務に精通しており、また、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	ふかわ あきら 布川 明 (1953年7月2日生)	1978年4月 当社入社	11,143株
		1994年4月 当社詫間工場工業薬品製造部長	
2000年7月 当社取締役工業薬品事業部長兼 詫間工場工業薬品製造部長			
2004年7月 当社取締役詫間工場長兼 工業薬品事業部長			
2007年7月 当社常務取締役詫間工場長兼 工業薬品事業部長			
2008年5月 当社常務取締役詫間工場長			
2015年5月 当社常務取締役生産・技術本部長兼 詫間工場長			
2019年1月 当社常務取締役生産・技術本部長			
2020年6月 当社常務取締役生産・技術本部長兼 生産・技術本部セラミックス事業部長			
		現在に至る	
【取締役候補者とした理由】 布川明氏は、2000年7月に当社取締役に就任し、長年化成品事業の運営に携わり、また、生産・技術部門の責任者として、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	おだしま はれお 小田島 晴夫 (1958年9月28日生)	1981年4月 株式会社日本興業銀行入行	4,852株
		2003年8月 株式会社みずほ銀行主計部税務チーム 次長	
2009年7月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 人事部人材開発室室長			
2010年10月 当社入社 総務部長			
2011年7月 当社取締役総務部長			
		現在に至る	
【取締役候補者とした理由】 小田島晴夫氏は、2011年7月に当社取締役に就任し、金融機関での要職の経験と、人事・労務をはじめとする幅広い見識を有することから、引き続き取締役候補者といたしました。			
4	きたの ゆきはる 北野 幸治 (1967年8月26日生)	1986年3月 当社入社	15,739株
		1999年6月 当社東京営業所所長	
2001年5月 当社東京営業所所長兼建材営業二次次長			
2004年10月 当社東京営業所所長兼建材営業二部部长代理			
2006年7月 当社東京営業所所長兼建材営業二部部长			
2008年5月 当社東京営業所所長兼建材営業部部长			
2010年7月 当社取締役建材営業第一部長			
2018年5月 当社取締役建材営業部長			
		現在に至る	
【取締役候補者とした理由】 北野幸治氏は、2010年7月に当社取締役に就任し、営業や事業所開発をはじめとする幅広い知識・経験を有することから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	※ たまき おさむ 田巻 理 (1965年3月25日生)	1988年4月 当社入社 2002年4月 当社東京営業所工業薬品課課長 2004年5月 当社東京営業所副所長兼東京営業所工業薬品課課長 2005年4月 当社東京営業所副所長兼工業薬品事業部次長 2018年4月 当社化成品営業部長 現在に至る	6,903株
	【取締役候補者とした理由】 田巻理氏は、1988年に当社に入社し、相当期間化成品部門に携わり、化成品事業に関する幅広い知識・経験を有することから、取締役候補者となりました。		
6	※ あいかわ よしあき 相川 義昭 (1969年12月24日生)	1994年4月 当社入社 2006年4月 当社詫間工場技術研究所建材技術部技術課課長 2015年5月 当社生産・技術本部技術統括部部長代理 2019年3月 当社生産・技術本部技術統括部長 現在に至る	7,976株
	【取締役候補者とした理由】 相川義昭氏は、1994年に当社に入社し、相当期間生産・技術部門に携わり、製造技術・商品開発に関する幅広い知識・経験を有することから、取締役候補者となりました。		
7	いまおか しげたか 今岡 重貴 (1971年9月7日生)	1999年10月 朝日監査法人入所 2003年5月 公認会計士登録 2008年9月 あずさ監査法人退所 2008年10月 今岡公認会計士事務所開設 2009年2月 税理士登録 2009年2月 今岡公認会計士・税理士事務所開設(現任) 2010年7月 当社監査役 2015年7月 当社取締役 現在に至る	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 今岡重貴氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、2015年7月に当社取締役役に就任し、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、引き続き社外取締役候補者となりました。		

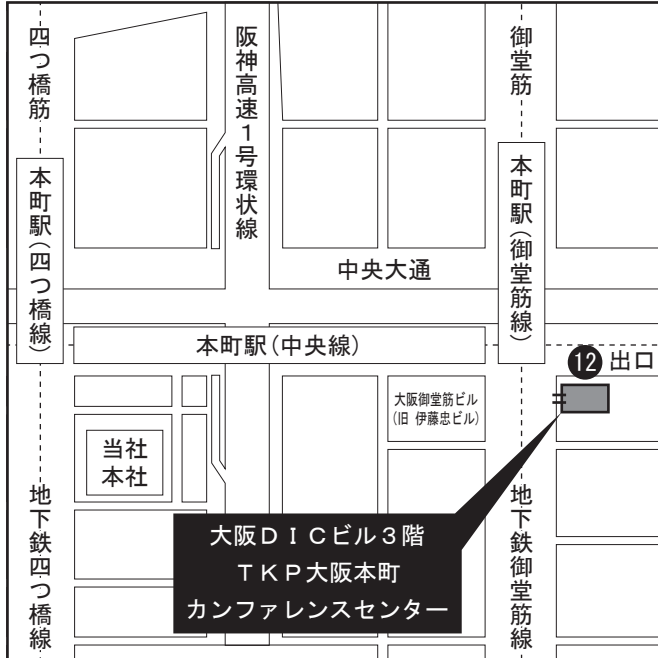
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	※ なかむら ひであき 中村 英明 (1958年1月13日生)	1981年4月 共立株式会社入社 2006年4月 同社仙台支店長 2011年4月 同社執行役員保険第二部長 2013年6月 同社取締役兼執行役員総務部長 2015年4月 同社取締役兼常務執行役員総務部長 2017年4月 同社取締役兼常務執行役員人事本部長 兼人事部長 2019年6月 同社常勤監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 共立株式会社常勤監査役	0株
【社外取締役候補者とした理由】 中村英明氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、現在、企業の監査役を務めていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。			

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 今岡重貴、中村英明の両氏は社外取締役候補者であります。
 3. 当社は今岡重貴氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、中村英明氏の選任が承認された場合、当社は同氏とも同契約を締結予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額であります。
 4. 当社は今岡重貴氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、今岡重貴、中村英明の両氏が選任された場合には、両氏は独立役員となる予定であります。
 5. 今岡重貴氏の社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって5年となります。
 6. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、役員持株会または従業員持株会における持分を含んでおります。
 7. ※は新任候補者であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

大阪市中央区久太郎町三丁目5番19号 大阪D I Cビル3階
TKP大阪本町カンファレンスセンター



- 地上からお越しの方は、御堂筋側に会場ビル入口がございます。
- 地下からお越しの方は、本町駅12番出口手前に会場ビル地下1階へ直結の入口がございます。
- 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へのご出席につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場において、感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

本年は、株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

大阪市西区阿波座一丁目3番15号
神島化学工業株式会社

電話 (06) 6110-1133